

公営企業会計制度に関する実務研究会（第2回）議事概要

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年1月19日（金）13：00～15：00
- 場所：総務省601会議室
- 出席者：鈴木座長、泉澤委員、森田委員、石井委員、今枝委員、舟本委員、土田委員、菊池委員、小関委員、
栄畑大臣官房審議官、丹下公営企業課長、井上公営企業経営企画室長、
和田地域企業経営企画室長 他

【議題】

- (1) 事業の特性により発生する資金不足の取扱いについて
- (2) 棚卸し資産の取扱いについて
- (3) その他

【配布資料】

- 事業の特性により発生する資金不足額の考え方 …… 資料1
- 新しい地方財政再生制度における指標への計上方法について …… 資料2
— 棚卸資産関係 —
- 販売用不動産に対する時価評価の導入について …… 資料3

【概要】

■ 事務局から資料1～3説明

■ 委員からの主な意見

- (1) 資料1関係
 - ・ 民間の場合、20～30年というタームで創業赤字を見るケースは少ない。
 - ・ 20年後に単年度黒字になることを確認することは困難ではないか。事業期間を相当短く区切って考えざるを得ないのではないか。
 - ・ 公営企業の事業計画も随時見直されていることをどのようにとらえるか。
 - ・ 実際の資金不足額を算出し、原因が何なのかを分析することが必要ではないか。
 - ・ 事業の特性から「やむを得ず」発生する資金不足額のうち把握できるものについては、可能な限り資金不足額から控除すべきではないか。
 - ・ 事業の特性から「やむを得ず」発生する資金不足の「やむを得ず」をどの程度（範囲、基準等）まで認めるかは大変難しいのではないか。
- (2) 資料2関係
 - ・ 販売用宅地は時価評価のうえ債務超過額を指標とすること（例1）は、総資産、総負債という概念に近い内容であり、将来負担比率の算定において用いるべきものではないか。
 - ・ 販売用宅地は流動資産に算入しないこと（例2）は、宅地造成事業の資金不足額も、他の会計と同じく期末時点での不足額とするならば、この例になるのではないか。
 - ・ 完成宅地のみ時価評価のうえ流動資産に算入すること（例3）は、売れる状態になっている宅地については流動資産に算入する考えからは、この例になるのではないか。
 - ・ また、相対する企業債が残っている場合の扱いを考える必要があるのではないか。
- (3) 資料3関係
 - ・ 企業会計の流れは、今後低価法が原則的に導入されるという動きもある。
 - ・ 洗い替え法、切り放し法のどちらをとるのかも論点となる。